

平成 29 年度第 2 回 西三河北部圏域 保健医療福祉推進会議 会議録

1 日 時

平成 30 年 2 月 19 日 (月) 午後 1 時 15 分から午後 2 時まで

2 場 所

豊田加茂医師会館 1 階 会議室

3 出席者

別添出席者名簿のとおり

4 傍聴人

なし

5 議事等

(1) 議題

西三河北部医療圏保健医療計画の修正原案について

(2) 報告事項

ア 豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況について

イ 医療計画別表の更新について

ウ 病床整備計画について

(3) その他

## 6 会議の内容

### ○事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

平成29年度第2回西三河北部圏域 保健医療福祉推進会議を始めさせていただきます。私は、本日の会議の進行を努めさせていただきます衣浦東部保健所 次長の鈴木です。よろしくお願いたします。それでは会議に先立ちまして、開催者を代表いたしまして、衣浦東部保健所吉田所長からご挨拶を申し上げます。

### ○事務局（吉田 衣浦東部保健所長）

みなさんこんにちは。愛知県衣浦東部保健所長の吉田でございます。本日は大変お寒い中、またお忙しい中、西三河北部圏域保健医療福祉推進会議、平成29年度2回目になります。御参集いただきまして、誠にありがとうございます。当会議ですが、圏域に関わります保健医療福祉の重要事項を御審議・御検討いただく場でございますが、本日は議題を1件、報告事項を3件御用意させていただきました。

議題でございますが、前回の当会議でも検討していただきましたが、西三河北部医療圏の保健医療計画についてでございます。前回の会議で原案につきまして様々な意見をいただいたところでございますが、前回の会議での皆様方の御意見、また関係の皆様から様々な御意見をいただいております、それらの御意見を基に原案を修正させていただいております。また事務局の方で字句の見直しや統計データの時点修正等も行っております。本日また御審議いただければと思います。今後の簡単な流れでございますが、本日の会議での御意見等も反映させていただきます、この圏域の最終版といたしまして、今月末を目途に提出したいと考えております。その後来月開催予定の医療審議会等を経まして、他の医療圏の計画も含めまして3月末に正式に公示させていただく予定となっております。本日は最後の検討の場となりますので、活発な御議論をよろしくお願いいたします。

報告事項につきましては、今も重要な課題となっております児童虐待の件も絡みまして、豊田加茂福祉相談センターの方から児童相談の現況について御報告させていただきます。合わせて、これも医療計画と関係しますが、医療計画別表の更新と病床整備計画について報告させていただきます。

大変申し訳ございませんが、予定している時間が45分ほどと大変短い時間となっております、円滑な審議に御協力いただきますようお願い申し上げます、開会にあたってご挨拶させていただきます。

### ○事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

それでは会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。先日郵送で配布させていただきました資料でございますが、資料1-1「西三河北部医療圏保健医療計画 修正原案」、資料1-2「原案（案）からの主な変更点」、資料2「豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況について」でございます。また、本日机上にお配りさせていただいた資料としましては、会議次第、出席者名簿、配席図、それから資料3「別表（医療計画に記載されている機関名）」、資料4「病床整備計画について」、資料5「次期愛知県地域保健医療計画における基準病床数について」、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領でございます。

不足があります方、また本日資料を持参されなかった方がお見えになりましたらお申し出いただきたいと思っております。よろしかったでしょうか。

本日の出席者でございますが、お手元の「出席者名簿」及び「配席図」のとおりでございます。

本会議の議長についてでございます。本日お配りいたしました開催要領の1ページ目、第4条第2項に「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」とございます。事務局といたしましては、豊田加茂医師会長の野場様にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

異議なしの声をいただきましたので、以降の進行を、野場様にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

豊田加茂医師会長の野場です。本日は資料もとてもたくさんありますし、時間もないようですので、さっそく審議に入りたいと思っております。皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入りたいと思っております。その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

それでは情報公開の取扱いについて、3件ほど説明させていただきます。1つ目でございますが、本会議の議事については、全ての議事が公開となっております。2つ目でございますが、本日の会議開催の案内は、当保健所のホームページに掲載しております。本日の会議の概要及び会議録につきましても後日ホームページに掲載する予定となっております。3つ目の傍聴についてでございますが、本日の傍聴人はございません。以上でございます。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

ただ今の会議の公開についての事務局案について、ご質問ご意見等がありましたらご発言願ひます。よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、事務局案のとおりといたします。

それでは、会議次第に沿って議事を進めてまいります。では、議題「西三河北部医療圏保健医療計画の修正原案について」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局（久米 衣浦東部保健所 主査）

衣浦東部保健所の久米と申します。議題(1)「西三河北部医療圏保健医療計画の修正原案について」を、説明させていただきます。

昨年8月30日に開催いたしました第1回西三河北部圏域保健医療福祉推進会議におきまして、西三河北部医療圏保健医療計画の原案（案）をご検討いただきました。会議後にいただきました御意見等により修正いたしました「原案」を、県庁医療福祉計画課に9月末に提出いたしました。またその後、11月に開催された医療審議会医療体制部会及び医療審議会において、県全体及び各医療圏の医療計画を含む「愛知県地域保健医療計画」が医療福祉計画課におきまして提出され、検討がなされました。またその後、12月半ばから約1か月間、パブリックコメントや三師会・市町村への意見照会を行わせていただきました。そこでいただきました修正意見、また県庁の各担当課による修正意見を参考に、また当保健所自身による見直し作業も踏まえまして、原案を修正いたしまして、本日の会議資料1-1「西三河北部医療圏 保健医療計画 修正原案」を事務局で作成いたしました。

前回の圏域推進会議からの主な修正点につきましては、「資料1-1」の修正原案上ではグレーの網掛けで示しております。また「資料1-2 原案（案）からの修正点」におきまして、6ページにわ

たり一覧の形にまとめさせていただきました。

それでは、主に資料1-2に沿い、修正点を説明させていただきます。

まず、資料1-2の1ページ一番上の項目、資料1-1は12ページとなります。第2章・第1節の「がん対策」の、「1 がんの患者数等」の現状欄でございますが、記載を追加いたしました。平成28年1月から法制化されました全国がん登録制度について追加いたしました。また資料1-2の2番目の項目、資料1-1では13ページとなります。トヨタ記念病院における小児がん治療を始めとする長期入院児童のための院内学級について、第6章小児医療対策での記載をがん対策の章にも必要と考え重ねて記載いたしました。続きまして、資料1-2の4番目、がん対策における緩和ケアの充実の必要性につきまして、記載を追加しております。続きまして下から3番目、がん対策の章における「今後の方策」の欄でございますが、資料1-1は15ページとなります。多様な視野からのアプローチと関連施策との連携の推進を進めるべき項目として、「歯科医による口腔ケア・口腔管理」を追加いたしました。その下、同じ今後の方策の欄ですが、「小児・AYA世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報の提供に努めます」との記載を追加いたしました。

続きまして、第2章第2節「脳卒中」の節でございますが、資料1-2の1ページ目一番下の項目、資料1-1では21ページとなります。標準化死亡比という統計に関し、統計数値に適した表現に修正いたしております。また、資料1-2の2ページの2番目の項目、資料1-1は同じく21ページでございます。脳卒中の予防に関する現状欄の記載におきまして、特定健康診査及び保健指導のより詳しい記載を追加いたしました。

続きまして、第2章第4節「糖尿病対策」でございます。資料2は先ほどの下の項目、資料1-1は34ページとなります。「1 糖尿病の現状」の課題欄におきまして、統計数値に関する記載を積雪なものに修正いたしました。資料1-2のその下の項目、同じく糖尿病の節でございますが、資料1-1は37ページの体系図の説明の記載を見直し表現を若干追加しております。

その下資料1-2の2ページの下から3番目の項目から3ページにかけ、第2章第5節「精神保健医療対策」の項目を4点ほど見直しております。資料1-1は、39ページ以降となります。県の障害福祉課からの意見や関係機関からの意見を参考に見直してございます。

第2章第6節の「歯科保健医療対策」の節でございますが、資料1-2の3ページ、上から3番目と4番目の項目となります。こちらも県庁の担当課からの意見や関係機関からの意見を参考に修正いたしました。

その下、第4章「災害医療対策」の章におきましても、県計画を参考に文言を追加しております。

第5章「周産期医療対策」につきましては、資料1-2の3ページから4ページにかけ、7項目を修正いたしました。ほとんどが県計画の記載を参考に文章を追加又は修正したものととなります。

第6章「小児医療体制」につきましては、資料1-2の4ページから5ページにかけ、3項目を修正いたしております。他の章と同様、県計画を参考に、または県庁からの意見を参考に修正しております。

また、第7章「へき地保健医療対策」でございます。資料1-2の5ページの上から2番目、3番目、4番目の3項目を、県計画を参考に追加いたしました。資料1-1では71ページ以降となります。「へき地診療所」に関する課題、「へき地医療拠点病院」に関する課題、今後の方策として、地域包括ケアシステムを支える医師の育成や総合医養成プログラムにつきまして、県計画を参考に記載を追加いたしました。

続きまして、第9章「病診連携に関する項目」でございますが、資料1-2の5ページ、下から2番

目と1番下の項目となります。当医療圏では昨年9月に豊田厚生病院とトヨタ記念病院が地域医療支援病院に承認されましたので、資料1-1 80ページの現状欄と課題欄を修正いたしました。

続きまして、資料1-2の6ページ、第10章「高齢者保健医療福祉対策」でございます。6ページの一番上の項目、資料1-1では83ページでございます。豊田市とみよし市それぞれの包括支援センターに関する医療と介護の連携の取組みについて、いただいた意見等を参考に記載を追加しております。その他いくつかの修正点がございますが、県庁からの意見等を参考に修正しております。

最後に第13章「健康危機管理」でございますが、愛知県の感染症発生時の対応マニュアルの変更に伴い、マニュアル等の名称を修正したものととなります。

非常に簡単ではございますが、主な修正点の説明は以上で終了させていただきます。

なお、資料1-2の7ページに記載させていただきましたとおり、統計時点更新に伴う年や数値の修正、表記統一に伴う修正等の変更点につきましては、多くの箇所にあたるため、資料1-1におきましても特に網掛けの協調表示はしておらず、資料1-2におきましても独立した項目としての記載を省略しております。

また今月になりまして、県庁からの表記統一方針といたしまして、平成31年に予定されております改元への対応といたしまして、本文中の元号に西暦を併記するよう指示がございました。この点につきましては、本日の資料の修正には間に合いませんでしたので、本会議以降、事務局において一括して修正を加えさせていただきます。

それでは、今後の流れでございますが、資料1-1 修正原案を、本日この会議の場でいただきました修正意見等を基に修正いたしまして、事務局の方で当医療圏の保健医療計画 最終案を作成いたしまして、県庁医療福祉計画課に今月末までに提出いたします。なお本日の会議後、提出までに、新たに修正すべき点が生じた場合、事務局で修正案を作成し、議長と相談のうえ修正させていただきます。

大変、駆け足の説明となり、恐縮でございますが、事務局からの議題に関する説明は以上となります。忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

ただいまの説明でご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

大変資料のボリュームもありますし、すぐにパッと見るのは大変かと思いますが、事前配布している資料だと思いますので、ご一読しているかと思います。よろしいでしょうか。

それでは、意見は特になく、御承認いただいたということで、この案をもって当医療圏の医療計画を県庁に提出いたしますがよろしいでしょうか。

それでは、議題については終了いたします。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

それでは、報告事項（1）に参りたいと思います。報告事項（1）「豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況について」を、事務局からお願いします。

○事務局（松永 豊田加茂福祉相談センター児童育成課長）

児童福祉相談センター児童育成課長の松永と申します。まずは皆様もマスコミ等の報道等でご存知かと思っております。今年の1月11日の木曜日に三つ子の児童虐待死亡事件が起こってしまいました。福

祉相談センターとしましても同じような不幸な事件が起こらないように保健医療福祉等の関係機関と児童相談センターとの連携を含め再発防止に努めていかなければならないと考えています。

それでは豊田加茂福祉相談センター管内の平成28年度の相談実績について報告させていただきます。資料2をご覧ください。まず「1 年度別相談件数」ですが、福祉相談センターの児童虐待の内容は見ていただいているとおり、養護・非行・障害・育成の4つの相談種類に分類されます。年度により多少増減はありますが、児童虐待を含む養護相談、障害の相談が多くなっています。障害相談が多い理由としては知的障害がある場合に申請により交付される療育手帳の判定が多いため、であります。

次に「2 相談受付件数及び援助活動件数」を表示してあります。援助活動件数というのは、ケースについて面接・家庭訪問・電話対応等の対応を延べ何回実施というものになります。一番下の欄をご覧ください。障害が少なくなっているのは一番最初にご説明いたしましたように、療育手帳の判定のためということで数回の面接・検査で終わるということが多いためです。養護相談、特に虐待相談については1ケースあたり50.6件となっており、1ケースについて、かなりの対応・労力を費やしているということがおわかりいただけるかと思えます。

「3 虐待相談の受付経路」としては、まずは行政機関が多くなっています。住民に身近な市町村の関係機関から情報が入るためということになります。また一番多い経路が警察になっていますが、警察が児童虐待を認知した場合はすべて児童相談所に通告をする仕組みになっているためです。その内容をとして多くを占めるのはいわゆるDV、夫婦間での暴力が児童の面前で行われ、それが心理的虐待にあたりと判断されたものが、通告ということになります。

次の「4 被虐待児の年齢別、虐待の種類」をご覧ください。今お話ししましたように警察からの面前DVによる心理的虐待の通告が増加している、ということで心理的虐待の件数も多くを占めているという状況です。

次の「5 虐待相談の主な虐待者」をご覧ください。児童虐待と言うと父親や内縁の男性からというイメージが強いかもしれませんが、実際には実母も多くなっています。それは日常的に養育をしているのが母親が多いためと、児童の世話・養育をしないネグレクトが、両親がいる場合には母親がカウントされることも理由として考えられます。

「6 虐待相談処遇状況」には虐待ケースを受理した後どのような対応になったかがお示ししてあります。「助言指導」というのは数回の対応で終わったもの。「継続指導」は状況の改善や経過を見ていくために継続的に関わることになったケースとなります。「施設入所」としているのは、在宅の指導ではなく家庭からの分離が必要と判断され施設入所したケースということになります。施設の入所期間については、数か月の短期間の場合もありますし、年単位の場合もあり様々になります。すなわち虐待ケースの9割弱が最終的には地域で生活していくということになります。ちなみに、「虐待受付件数」と「虐待相談処遇状況」の合計が一致していないのは年度をまたいで処遇が決定することによって多少の誤差が出てくるということになります。

また「7 虐待通告を受けての一時保護件数」にありますように、一時保護について平成28年度については109件と、虐待通告の30.9%を占めておりました。これは施設入所とは違いまして、2ヶ月を上限に子どもを家庭から分離をするというのが一時保護ということになります。以上が当センターの平成28年度の児童相談状況です。

重篤なケースは医療機関と関わることも多いですが、その他の医療機関との具体的な関わりとしては、児童を児童精神科などの医療機関の受診に繋ぐ、保護者が精神科受診をしている、または受診が

必要と思われるという状況が多く見られますが、その他にも虐待予防では児童本人に対する支援は勿論のこと、保護者や家族に対する支援が不可欠であり、保健支援関係のサービスや福祉サービスに繋ぐということも多くあります。ここにいらっしゃる構成員の皆様には日頃からお力添えいただき大変感謝しております。今後もこの地域の児童の健全育成のために引き続ききめ細かな連携をよろしくお願いいたします。これで私からの報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

ただいまの説明でご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

○川口 豊田厚生病院長

年度別の相談件数がだんだん増えているのですが、これは重症者もパラレルに増えているのか、それとも軽症な報告が増えているのか、どうなのでしょう。

○事務局（松永 豊田加茂福祉相談センター児童育成課長）

私どもの受けている印象としましては、軽症のものと言いますか、今言いましたDVの相談というのは、比較的典型的な話としては、夫婦喧嘩をしていて、そこに子供がいてそれを目撃したというところになりますので、全体としては軽微なものが増えてきたということと、皆さん御存知かどうかわかりませんが、「189」、厚生労働省が進めております「いちはやく（189）」という相談も始まり、110番と一緒に相談がしやすい、通告がしやすい環境になってきましたので、そのことを含めて件数が多くなってきたのかなと思います。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

よろしいでしょうか。

データがあれば教えて欲しいのですが、今回の事例、3つ子さんの事例だと思うのですが、そういった多胎児とか兄弟の数によって負担が違い、それによって虐待の数にも相関があると思いますが、そのデータとかあるのでしょうか。

○事務局（松永 豊田加茂福祉相談センター児童育成課長）

多胎児の場合については1つの虐待のリスクとしては上がってくるのですが、それ単独をもってということではないものですから、いろいろなことを複合的に判断していくというところで、要保護対策地域協議会で管理する妊産婦として一つの要件にはなっています。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

重要案件としてチェックというか、フォローはされているのですね。

○事務局（松永 豊田加茂福祉相談センター児童育成課長）

多胎児というのは1つのリスクですので、それについては要支援ということで支援をしていく対象となります。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

わかりました。その他ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では次にまいりたいと思います。

それでは、報告事項（２）「医療計画別表の更新について」を、事務局から説明してください。

○事務局（久米 衣浦東部保健所 主査）

衣浦東部保健所の久米と申します。本日、資料３として配布いたしました、「別表（医療計画に記載されている医療機関名）」について、簡単に説明させていただきます。

現行の愛知県版の保健医療計画におきましては、各章に掲載されました「医療連携の体系図」により、各医療機関の機能や医療機関相互の関係等を図として示しております。それらの体系図上の具体的な医療機関名につきましては、本文には記載せず、本文とは別に別表として整理しており、毎年１０月頃に行われる各医療機関による「愛知県医療機能情報 公表システム」における更新情報などを元に、年に数回更新を行っております。

昨年度の圏域推進会議におきましても別表の更新箇所について説明させていただいておりますが、今年１月２９日付で更新されました最新の別表を使用いたしまして、前回の会議以降の当医療圏に関連する更新箇所を説明いたします。

まず別表の２ページでございますが、「１ 『がん』の体系図に記載されている医療機関名」の「がん医療を提供する病院」の「肝臓」の箇所でございますが、「愛知県医療機能情報 公表システム」の報告上で報告されました前年度の手術件数等の基準に基づき、「トヨタ記念病院」が「がん医療を提供する病院」の「肝臓」の病院一覧に追加されてございます。

また、最終ページ２３ページとなりますが、先ほど医療計画の説明でも触れましたが、「１１ 地域医療支援病院として承認された医療機関名」として、当医療圏で９月に承認されました、豊田厚生病院とトヨタ記念病院が追加されておりますので、西三河北部の地域医療支援病院として記載が追加されてございます。報告事項（２）は以上となります。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

２点の変更ということですが、ご質問ご意見等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、報告事項（２）を終了します。

それでは、報告事項（３）「病床整備計画について」を、事務局から説明してください。

○事務局（久米 衣浦東部保健所 主査）

続きまして、資料４として配布いたしました、「病床整備計画について」を説明させていただきます。

「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」におきましては、医療法第７条の規定に基づく許可のうち、病院の開設、病床数の増加等を希望される場合、計画者は所管保健所に事前相談のうえ、病床整備計画書を提出するとされております。当医療圏におきましては、昨年８月から９月にかけての病床整備計画の受付期間中、三九朗病院から４４床、トヨタ記念病院から１４床、増床の病床整備計画が、豊田市保健所へ提出されました。以上の２件の計画につきましては、資料４の表面、１の（１）及び（２）に記載されているとおりでございます。

その後、要領に基づきまして、昨年９月２８日、臨時の西三河北部圏域 地域医療構想推進委員会を開催いたしました。その委員会上で、豊田市保健所から、各計画が審査上適当である旨の説明がなさ

れ、また各計画者自身による計画の説明も行なわれました。その後、地域医療構想を踏まえた計画の是非について、出席されました委員の意見を確認いたしましたところ、特に異議はございませんでした。ちなみに審査基準とその結果は資料4の裏面となります。

委員会後、豊田市保健所から各計画者に対し、計画が適当である旨通知されております。

本日は、要領第3（1）に基づきまして、基幹的保健所である当保健所から、病床整備計画の概要及び結果について、報告させていただきました。報告事項につきましては、以上となります。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

ただいまの説明でご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

○柿島 豊田市社会福祉協議会長

ちょっと教えてほしいのですが、特にお聞きしたいのが三九朗病院に療養病床が44床増えるということなのですが、この地域全体ではどのような比率になっているのでしょうか。療養が全体でいくつ、一般が全体でいくつになっているのですか。また療養型の病院はいくつあるのでしょうか。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

お答えできますでしょうか。

○事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

現在手許に資料がありませんので、できるようであれば後でご報告させていただきます。できなければ後日ご連絡させていただきます。

○議長（野場 豊田加茂医師会長）

よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。

では、その他なければ報告事項（3）を終了とさせていただきます。

最後に「その他」ですが、何か、ご意見・ご質問など、ありますでしょうか。

ご発言もないようですので、「その他」を終了します。

それでは、これもちまして、「平成29年度第2回 西三河北部圏域 保健医療福祉推進会議」を終了とさせていただきます。

○事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

ありがとうございました。本日の保健医療福祉推進会議を終わらせていただきますが、この後引き続きまして、地域医療構想推進委員会を開催させていただきます。2時10分からを予定しておりますので、委員さんで残られる方は引き続きお願いしたいと思います。それから、委員の入れ替えもございますので、よろしくご協力をお願いいたします。また本日の委員会の資料を机の上に配らせていただきますのでお願いいたします。以上でございます。